

盛岡地方裁判所

受 験 案 内

令和5年度
執行官採用選考
(第1回試験B選考)

1 日 程

(1) 受付期間・試験日等

受付期間	10月6日(金)～10月16日(月) (10月16日消印有効) ◎ 申込書は、簡易書留郵便で提出してください(持参可)。	
面接試験	10月30日(月)～11月8日(水) の間で試験日時を指定し、通知します。	
	試験場所	盛岡地方裁判所

(2) 合格者発表

合格発表	選考合格者に対し、11月中旬までに通知します。
------	-------------------------

2 選 考 資 格

法律に関する実務を経験した年数が通算して10年以上である者(男女不問)

* 詳細については、別記参照

ただし、次に該当する者は、選考の対象から除く。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定に該当する者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 等

3 採用予定日及び採用予定人員等

採用予定日	令和6年4月1日
採用予定裁判所	盛岡地方裁判所(支部を含む。)
採用予定人員	1人程度

4 選考申込方法

選考申込方法	次の応募書類に所要事項を記入し、盛岡地方裁判所事務局総務課人事第一係宛て簡易書留郵便で提出してください（持参可）。 <ul style="list-style-type: none">・選考申込書（3か月以内に撮影した写真を貼ったもの）・選考資格に係る申告書・他の地方裁判所で実施された令和5年度執行官採用選考（第1回試験A選考）の結果通知書（面接試験不合格の通知・写し可）・返信用封筒（郵便番号、住所、氏名を記載の上、84円切手を貼ったもの） * 選考申込書及び選考資格に係る申告書は、上記の係で交付しています。
---------------	--

注意事項

- 1 令和5年度執行官採用選考（第1回試験B選考）は、当裁判所以外の地方裁判所で実施された令和5年度執行官採用選考（第1回試験A選考）の筆記試験合格者のうち選考合格者以外の者を対象として実施するものです。
- 2 令和5年度執行官採用選考（第1回試験B選考）は、一つの地方裁判所に対してのみ申込みが可能です。複数の地方裁判所で同選考が実施される場合に、当裁判所に対してだけでなく、他の地方裁判所に対しても同選考の申込みをしたことが判明した場合には、当裁判所における受験を認めませんのでご注意ください。
- 3 選考資格に係る申告書及び他の地方裁判所で実施された令和5年度執行官採用選考（第1回試験A選考）の結果通知書（面接試験不合格の通知）を提出しない場合には、選考申込みを受け付けません。
- 4 選考資格に係る申告書の記載に不備がある場合、所定の期間内に補正をするよう求め、この間に補正がなされないときは受験を認めないことがあります。
- 5 いかなる場合にも、提出された選考申込書、選考資格に係る申告書等は返還しません。
- 6 受験申込者に対して、所定の期間内に選考資格に係る証明書の提出を求めることがありますが、この期間内に当該証明書が提出されない場合には、選考試験の受験を認めないこと又は選考試験の合格を取り消すことがあります。
- 7 面接試験の成績が一定の水準に達している者がいない場合には、全員不合格となる場合もあります。
- 8 選考合格者には、必要に応じ、健康診断の受診を求める場合があります（費用は自己負担）。

執行官に採用されると……

職務内容	執行官は、動産執行、不動産執行事件における現況調査、土地建物の明渡しの執行、保全処分の執行など民事訴訟法、民事執行法、民事保全法その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務等を行います（執行官法（昭和41年法律第111号）第1条参照）。 執行官は、原則として1人で債務者の居宅や差押物件に赴き、これらの職務を各種法律に基づいて厳正に行います。
収入	執行官は、その職務の執行につき、手数料を受け、また職務の執行に要する費用の支払又は償還を受ける（執行官法第7条参照）ことができます。国庫から給与や諸手当が支給されることはありません。また、個人として国民健康保険に加入することになります。なお、執行官は、収入の中から自己の負担により事務員の人件費等の経費を支出することになります。
退職	当裁判所では、令和5年度から、満68歳で退職する扱いとなりました。

* 問合せ先

盛岡地方裁判所事務局総務課人事第一係
〒020-8520 盛岡市内丸9番1号
(電話)019-622-3352

(別記)

法律に関する実務について

- 1 次の実務は、「法律に関する実務」として扱われます。
 - (1) 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(-)、同項第3号に規定する税務職俸給表、同項第4号イに規定する公安職俸給表(-)及び同項第4号ロに規定する公安職俸給表(二)の適用又は準用を受ける職員としての実務
 - (2) 弁護士、弁理士、司法書士又は不動産鑑定士としての実務
 - (3) 銀行、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫又は信用協同組合における実務

- 2 1の実務を経験した年数が通算して10年以上である者以外の者については、その者の経歴、資格等に基づき、盛岡地方裁判所執行官採用選考委員会が、法律に関する実務を経験した年数が通算して10年以上である者に該当するか否かを個別に審査します。

- 3 法律に関する実務の経験年数は、採用予定日を基準日として判定されます。